

令和7年（2025年）8月発行



第78号の内容

- ▼ 令和6年度消費生活相談の状況
- ▼ 「動画で防ぐ！若者の消費者トラブル」啓発動画コンテスト作品募集中！
- ▼ 「滋賀県消費者被害防止共同キャンペーン」を実施します！

令和6年度の消費生活相談の状況

令和6年度中に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は 12,280 件で、前年度（11,754 件）から 526 件増加しました。詳細は当センターホームページに掲載しています。（右記QRコードで掲載ページへ入れます。）



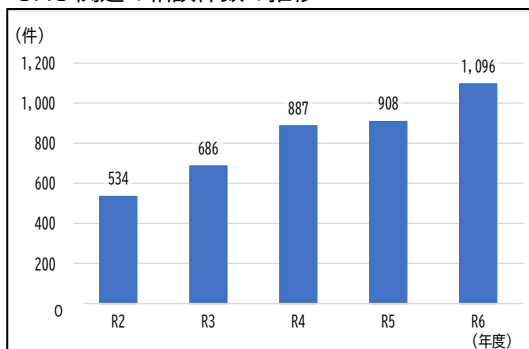
主なトピック

- SNS きっかけの相談が 1,000 件を超過、過去 10 年で最多に
- 「電話勧誘販売」に関する高齢者からの相談が急増
- トクリュウの関与が疑われる点検商法に関する相談が 1.6 倍に増加

Ⅰ SNS きっかけの相談が 1,000 件を超過 過去 10 年で最多に

SNS きっかけの消費生活相談は増加し続けており、令和6年度は 1,000 件を超えました。相談内容では、「“お試し価格 500 円” という広告を見て化粧品を購入したが定期購入になっていた。」など、「SNS の投稿や広告がきっかけとなる」通信販売等の相談が多く見られます。また、「SNS で知り合った人に勧められて暗号資産の取引で、3,000 万円ほど支払ったが、儲かったはずの金額が引き出すことはできない。」といった、内職・副業や金融関連サービスに関する相談も多く見られました。

SNS 関連の相談件数の推移



SNS 関連相談の主な商品・サービスの種類

令和6年度		5年度
商品・サービス名	件数	件数
化粧品	323	167
内職・副業	119	96
健康食品	117	78
紳士・婦人洋服	46	41
金融関連サービス※	26	48

※投資セミナー、FX 自動売買システム等の金融コンサルティングや暗号資産など。

事例① 詐欺的なインターネット通販トラブル

SNSの広告を見て通常5万円以上で販売されている有名メーカーのストーブが約1万円で販売されていたので、購入した。1週間以内に発送されるはずなのに、商品が届かなかった。その後何度かメールで問い合わせたが、結局商品が届かない。

アドバイス

- 価格が不自然に安かったり、大幅な値引きや効能等を過剰にうたうSNS上の広告などにはうのみにしないようにしましょう。SNS上の広告からのネット注文など、通信販売にはクーリング・オフ制度がないため、事前にしっかり内容を確認することが大切です。
- カウントダウン表示で焦らせるなど、消費者にとって不利な決定に誘導する「ダークパターン」と呼ばれる広告に注意しましょう。

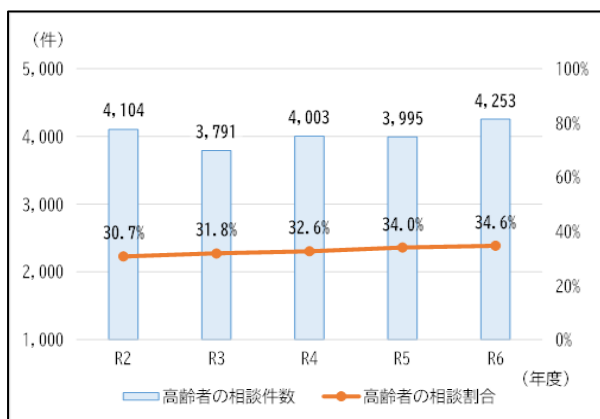


2 「電話勧誘販売」に関する高齢者からの相談が急増

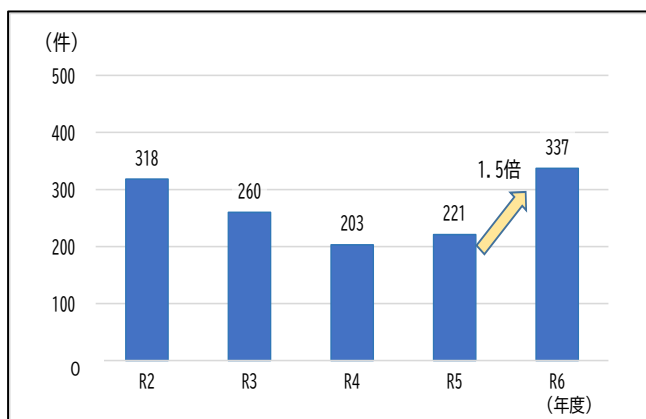
高齢者（65歳以上）の相談件数は4,253件と、過去5年間で最も多くなり、全相談件数に占める割合も34.6%と最も高くなりました。

高齢者からの相談の特徴としては、「電話勧誘販売」に関する相談が前年度の約1.5倍と急増しました。

高齢者の相談件数の推移



高齢者の電話勧誘販売に関する相談件数の推移



事例② 電話勧誘による通信契約トラブル

現在契約中の光回線事業者を名乗って「今より安いプランがある。」と電話勧誘があり、安くなるなら良いと思い、申し込むことにした。契約書面が届き確認すると、契約中の業者とは別の業者との契約になっていた。また、利用料も無料期間を過ぎると、今の契約より高額になることが分かった。

アドバイス

- 勧誘を受けたときには、事業者名やサービス名などをよく確認しましょう。また、勧誘されてもすぐに契約せず、現在の契約内容との違いや、現在の契約を解約した場合に解約料が発生しないかをよく確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 光回線の契約は、「初期契約解除制度」の対象となり、契約書面が届いた日から8日間以内に書面で申し出れば解約料の負担なく契約解除できます。ただし、事務手数料や利用した分のサービス料金、工事済みであれば工事費等を支払う必要があるため、契約をキャンセルしたいと思ったら、すぐに事業者へ申し出ましょう。

3 トクリュウ※の関与が疑われる点検商法に関する相談が1.6倍に増加

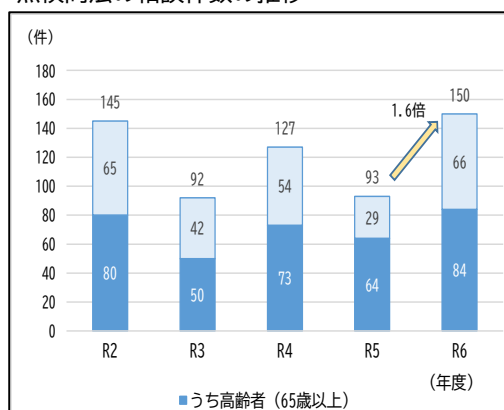
※「トクリュウ」とは、SNS や求人サイト等を利用して犯罪実行犯を募り、匿名性の高い通信手段を用いるなどして、その都度メンバーを入れ替えながら、強盗事件や特殊詐欺、SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺など様々な犯罪を敢行するものをいいます。

屋根などの点検を装い、不安をあおって商品やサービスを契約させる「点検商法」に関する相談が、前年度の約 1.6 倍の 150 件にのぼり、その半数以上が高齢者からとなっています。

全国的に、高齢者宅を狙ったトクリュウの関与が疑われる悪質リフォーム業者による犯罪行為も確認されていることから、事業者等の信用性を尋ねる相談もみられました。

消費生活センターでは個々の事業者の信用性についてはお答えできませんが、トラブルに遭わないためのアドバイスなどの情報提供を行っています。

点検商法の相談件数の推移



事例③ 排水管洗浄をきっかけとしたリフォーム工事トラブル

訪問してきた事業者から排水管洗浄が1万円と勧誘され、依頼した。洗浄後、「土台にヒビが入っており床が抜ける可能性がある。」と言われ、約70万円の補強工事を契約した。定期的に点検してもらっている別の業者に見てもらったところ、契約どおり工事されていないことが分かった。

アドバイス

- 悪質なりフォーム業者は「トクリュウ」に関与している可能性もあります。訪問してきた業者に安易に点検させないようにしましょう。
- 事業者から屋根や排水管等の状況を伝えられてもうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。家族や周囲の人と相談し、また、複数の事業者から見積もりを取るなど、十分に検討したうえで契約することとし、必要のない契約はきっぱりと断りましょう。

「動画で防ぐ！若者の消費者トラブル」 啓発動画コンテスト作品を募集中です！

若者の消費者トラブル防止のため、若者を対象として、啓発動画を
令和7年10月6日（月）まで募集しています！

詳細は滋賀県消費生活センターホームページをご覧ください。県職員によるサンプル動画や昨年の入賞動画もご覧いただけます。

素敵な賞品も用意しています（**知事賞：図書カード 1万円分と商品詰め合わせ等**）ので、ぜひご応募ください！



消費生活センター
動画コンテスト
特設ページ



「滋賀県消費者被害防止共同キャンペーン」を実施します！

●消費生活パネル展● 消費者問題に関するパネルを展示します。

- ・イオン近江八幡ショッピングセンター 9月30日(火)～10月9日(木)
- ・イオン長浜店 10月20日(月)～10月29日(水)
- ・イオンタウン彦根 11月20日(木)～11月30日(日)

●啓発キャラバン● 消費問題に関するポスター等を県内施設で巡回展示します。

展示スケジュールは、下記ホームページをご確認ください。

「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください！

相談専用電話 ☎0749-23-0999

■月～金 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

■インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

曜日や時間に関係なくご相談いただけます。「滋賀県内在住の方」からの「新規相談」が対象です。

消費者ホットライン ☎188(いやや！)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

「くらしのかわら版」第78号（令和7年8月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務） FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

X (旧 Twitter) https://twitter.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UC5ZF1gmbMvoM7MHEq1sNy2Q>



(ホームページ)



(X)



(Instagram)



(YouTube)